

第3期丸亀市こども未来計画（案）に対する パブリックコメントの結果について

丸亀市では、令和7年度から令和11年度までの子育て支援施策に関する「第3期丸亀市こども未来計画」を策定しております。本計画の策定にあたり、市民の皆様のご意見をお伺いするパブリックコメントを実施しました。

その結果、20人の皆様から43件のご意見をいただきました。いただいたご意見とその意見に対する丸亀市の考え方は次のとおりです。

なお、提出いただきましたご意見は、その意見の趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 概 要

（1）募集方法

① 募集期間

令和7年1月6日（月）～令和7年2月4日（火）

② 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール、持参

③ 資料の閲覧場所

市ホームページ、丸亀市役所（子育て支援課、情報公開コーナー）、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンター（本島・広島を除く）、丸亀市保健福祉センター、綾歌保健福祉センター、飯山総合保健福祉センター、市民交流活動センター（マルタス）、中央・綾歌・飯山図書館

（2）提出数等

① 提出数

20人

② 提出方法

電子メール 18通 FAX 1通 持参 1通

③ 意見数

43件

2. 提出された意見

ご意見（要約）		意見に対する市の考え方
就学前の教育・保育の提供について		
1	待機児童が発生しており、希望する月に職場復帰できない。	女性の社会進出や育児休暇制度の見直しなどを背景に、年度途中から待機児童が発生しています。その解消に向け、現在、保育士確保対策を重点課題と位置づけ、様々な対策に取り組んでいます。
2	保育士不足に対して保育士の労働環境・業務改善により育休復帰をしやすい対策が必要だと思う。	保育士の職場環境については、引き続き行事・業務の見直し、ＩＣＴ化推進及び保育支援者の配置による業務負担軽減、入所申込に当たっての選考時の加点等により、保育士が育休から復帰しやすい職場づくりに努めます。
3	P92・93 保育士確保で、業務負担の軽減策や人件費補助（私立園の保育士１人あたりに月額３千円支給）などの様々な取組を行っているが、その成果はどうなっているか。	これまでも保育士の負担軽減と処遇改善を両輪として様々な取組を行ってきましたが、社会状況の変化に伴う保育ニーズに十分に対応できているとはいえ、引き続き保育士確保に向けた取組を推進します。
4	保育の質の低下への懸念で、保育士の離職防止に向けた調査を行い、結果を踏まえた対策が急務と考える。	保育士の離職の主な要因としては、保育業務に対する負担感などが影響しているものと認識しております。行事・業務の見直し、ＩＣＴ化の推進及び保育支援者の配置による業務負担の軽減に取り組むとともに、引き続き国の公定価格の見直しなどに対応した処遇改善により、離職防止に努めます。

ご意見（要約）		意見に対する市の考え方
5	保育士確保について、保育士の時間短縮勤務を可能とするなど、制度だけでなく職場環境の整備も必要だと思う。保育所の働き方改善と処遇改善が必要。 （同意見 他2）	行事・業務の見直し等による保育士の負担軽減や、国の公定価格の見直し等による処遇改善など、様々な確保対策に取り組んでおります。また、市内の保育施設に就職を希望する学生等に対して、償還免除制度のある貸付等を実施するほか、保育現場の見学バスツアー、動画・SNSの活用による保育士の職場紹介等により、保育士としての就労意欲の醸成を図ります。
6	P57 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の説明において、施設により「同程度の幼児教育を受けられないのでは？」との考えを持つのではないか。	保育所は保育所保育指針、幼稚園は教育要領、認定こども園は教育・保育要領に基づき、P89に記載のとおり「丸亀げんきっ子夢プラン」を活用し、乳幼児期に必要な保育・教育を等しく受けることができます。
いじめ・不登校、学校教育、ふれあい体験等について		
7	P42・43・112 いじめや不登校対策事業の対象が、いじめ被害にあった児童や不登校児童のみとなっている。加害児童等への対処についても明記をした方が良いと思う。	いじめや不登校の要因は様々であり、その原因となった人や事象に対しては個別対応となるため、市の事業として明記することは難しいと考えています。
8	各学校の校長の判断で出席扱いの有無が決まると聞くと、これでは不公平感を感じる方もいるのではないだろうか。こどもが安心して行けるよう、柔軟に身近な場所で出席扱い可能な居場所を増やしてほしい。	不登校になっている児童生徒の状況については、所属している学校が最も理解しており、出席扱いについては校長の判断としています。学校以外の居場所については、今後検討します。

ご意見（要約）		意見に対する市の考え方
9	P36・37 「給食費の無償化」について、市内の全ての義務教育（15 歳まで）の給食費を対象とするなら、市内に 2 か所ある私立中学校についても、同様・同額の補助を行うべきだと思う。	「給食費の無償化」は、本市の学校給食センターが実施している学校給食にかかる保護者負担を無償としていますので、私立の中学校が実施する給食については対象と考えておりません。
10	P46 「こどもの食育」について、公立中学校を選択したこどものみが、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指す対象者となるのか。	「こどもの食育」は、全てのこどもが対象と考えています。そして、それは学校だけでなく、ご家庭での毎日の食事の中でも行われることが重要と考えています。学校給食センターでは、ホームページで「給食献立のねらい」や「給食のレシピ」等も公開していますので、ご家庭でも食育を実践していただき、生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けてもらいたいと考えています。
11	P47・48 「子どもの体力づくり」について、人口が減少する中で、活動場所や競技指導者の確保を市単独での行うのは難しいと思う。助成等の在り方も含め、広域化（中・西讃）の検討等を行うべきではないか。またその場合、人口規模の大きい丸亀市が他の自治体等に働きかける必要があると考えるがいかがか。	本市が中心市となっている瀬戸内中讃定住自立圏域自治体（丸亀市・善通寺市・多度津町・まんのう町・琴平町の 2 市 3 町）を中心に、県内自治体と連携するなど、市民が様々なスポーツができる環境の確保に努めます。
12	P47・48・110 「学習機会や体験活動の充実」について、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などの中にぜひ、AI 等の学習の導入についても検討していただきたい。 広域自治体等人工知能活用推進協議会に丸亀市も参加している。教育や人材育成には必要な取組だと思う。	子ども講座ではこれまでの講座に加えて、AI 等の新しい技術など、時代に即した内容を取り入れます。 広域自治体等人工知能活用推進協議会では、年 1 回こども対象のプログラミング教室を開催しておりますので、今後も関係団体とともに取り組んでいきます。

ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
13 こどもの成長において、親族以外の大人とふれあい、体験・会話等を通して経験の幅を広げていくことが重要だと考える。例えば、保護者が自分の体験談を学校で話す場を設けることが、こどもたちの将来へのきっかけになることがある。こども全てに体験のチャンスが広がる対応について予定はあるか。	幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校、青い鳥教室、障害福祉施設等では、ダンスや音楽、演劇等のアーティストによるアウトリーチ（劇場外事業）の実施や校外学習の一環で文化施設へ小学生を招待し、文化芸術にふれる機会をつくっています。また、幼稚園等では、各中学校に配置されている外国語指導助手（ALT）の派遣を受け、早くからの外国語体験にも取り組んでいます。 そのほか、小・中学校では児童生徒の学習内容や発達段階に応じて、様々な立場の方の体験や思いを聞く機会を設けています。今後も、本市に縁のある人などを講師に招き、話を聞くふれあい教育を展開していきます。
利用者支援事業・産後ケア事業・一時預かり事業・病児保育事業・子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	
14 育児と介護等ダブルケア家庭への支援について、それぞれの担当課の連携やダブルケアで困ったときの相談窓口の設置はあるのか。	相談窓口として、こども家庭センターや身近な場所で行う連携相談窓口（支援拠点や児童館）を設置します。支援の担当課が複数になる場合は、関係各課と連携し市全体で包括的な支援体制を図ります。
15 こどもを持つ保護者に対する伴奏型支援について、担当の保健師を知らない、気になることがあっても相談しないなど、こどもを持つ保護者に支援が響いていないと感じる。	妊娠期から子育て期に生じる様々な悩みや不安に対し、身近で寄り添っていけるよう、妊娠早期から地区担当保健師をはじめとする地域の相談窓口の周知を図ります。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
16	令和7年4月から相談・情報提供の支援体制が変更となることで、継続して支援を行う民間の相談機関において、業務が縮小すると知りました。そうになると、相談したいときに相談ができなくなると思います。規模を縮小せず事業を続けてほしい。 （同意見 他1）	令和7年4月からのこども家庭センター開設に伴い相談体制の見直しを行います。ご意見をいただきました、民間の相談機関は、こども家庭センター連携相談窓口の1つとして、今後も継続して相談業務を行い、更に複数の連携相談窓口を新たに設置することで、より身近で多くの方が利用しやすい環境を整備することとなります。
17	産後うつになる母親が増えていると感じる。産後ケア施設の拡充や利用のしやすさの改善を望む。	産後ケア事業の利用者は年々増加しております。利用を希望される産婦さんがタイムリーに事業を利用できるよう県をはじめとする関係機関と連携し、助産院や産科医療機関等における産後ケア事業の拡充や利便性の向上を図ります。
18	産後ケア事業において、気軽に、しんどくなる前に利用しても良いことを周知してほしい。利用ニーズは高いので事業拡大も望む。	産後ケア事業は、ケアを必要とする全ての母親が利用できる事業として実施しております。引き続き、妊娠届出時や出産後の赤ちゃん訪問、子育て支援アプリ等を通じて広く周知するとともに、利用が強く望まれる産婦さんには保健師や助産師による個別相談の際に積極的にお声がけをしていきます。
19	産後ケア事業の情報が、必要な時期に届いていないため、情報提供の工夫が必要。	妊娠届出時の面談時お渡ししている母子保健ガイドブックに産後ケア事業の情報や利用票を掲載するなど、対象者に広く情報が行き渡るよう周知方法の工夫に努めます。また、産婦さんの心身の状態に応じてタイムリーに利用を勧められるよう伴走型支援の強化を図ります。
20	子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）について、多胎児や0・1歳児ママから利用したいという声があるため詳細をもっと周知してほしい。	市ホームページ、「みてねッと」、「まるがめ子育て情報MAP」等で周知を行っています。今後も、サービス対象者と接触する機会（妊娠届・出生届・検診時など）を捉え周知をします。

ご意見（要約）		意見に対する市の考え方
21	病児保育の実施施設が、市内に1か所なので増設を望む。 （同意見 他1）	令和5年度に行ったアンケート調査において、丸亀市南部での施設設置を望む意見が一定数ありました。設置についての検討を行います。
22	一時預かり及び病児保育の制度を利用したくてもできないとの声がある。確保量はあるのにどうしてなのか。 仕事と育児の両立ができる環境整備を望む。 （同意見 他1）	年度末が近づくにつれ増加する待機児童の受入先として、利用を希望される方が増えており、希望日に利用できなかったケースがあるのではないかと存じます。引き続きニーズを確認しながら、必要な量の確保に努めます。 病児保育は、実施施設の増設について検討を行います。
23	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、就業家庭でも希望園に行けない状況の中で対応可能か、受入れ環境の整備ができているか不安。	乳児等通園支援事業の利用定員は現段階で定まっておらず、国の動向を注視しながら「代用計画」を策定し、各保育施設等における実施の意向確認を踏まえて本計画の中間見直し時に反映したいと存じます。
24	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、既存の一時預かりや保育園以外の受皿を増やす準備はあるか。	令和8年度以降の実施を予定しています。現時点で事業詳細は未定です。今後、実施に向けて検討していきます。
発達に不安があるこどもへの支援、障がい児支援について		
25	こどもの発達に不安がある場合、相談先や相談を受けて支援につながるまでの流れがわかりにくい。 （同意見 他1）	健康課において、就学までのこどもの発達に関する各種相談を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら個々の状況に応じた支援に努めております。保護者の方が悩みを感じた際に、ニーズに応じた支援につながるができるよう機会を通じて相談窓口の周知とともに丁寧な説明に努めます。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
26	就園前家庭の、グレーゾーン又は疑わしい場合のフォローアップ体制や利用の子育て支援拠点等との連携や巡回等支援はどうなっているのか。	未就学児の発達相談の場としてカンガルー教室（1歳6か月児・3歳児健診後のフォローアップ）やことば相談、こども相談、保健師による個別相談等を実施しております。こどもの様子や保護者のニーズに応じて、保護者の同意のもと医療、療育機関やその他の相談機関（民間の相談機関や子育て支援センター、巡回相談等）につなぎ、より専門的な支援が受けられる体制にしております。
27	P48・49 発達のカウンセリングで、幼稚園等への巡回カウンセリングが行われているが、対象が市内の幼稚園等になっており、市外の幼稚園等は対象外となっている。通園・通学先に関わらず、市内在住のこどもは、一律に事業の恩恵を受けることができるよう望む。	市内の幼稚園等の園児を対象に、発達障がい児支援協働事業における巡回カウンセリングを実施しております。そのほかのこどもについては、ひまわりセンターで個別相談等を実施しておりますので、何かお困りのことがありましたら、気軽にご利用ください。
28	こどもから若者まで、発達やその他の相談に応え、通所により幼児期から就労期までの一貫した支援を行う機能統合施設があれば、相談者が相談先や支援者を探して右往左往することが減るのではないか。	現在、障がいのある児童が幼児期から就学中(高校卒業)まで利用できる障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)があります。このサービスを利用することで、生活能力の向上や社会との交流促進等のほか、家族支援として保護者からの相談対応や保護者の負担軽減が期待されます。 また、高校卒業後も一定の要件を満たしている方には、就労継続支援等利用が可能なサービスがございます。 引き続きこれまでの制度の周知等を行い、サービスを利用しやすくすることにより、相談者等を支援していきます。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
29	発達外来や療育に通うこどもを持つ保護者の負担軽減（経済的・拘束時間の短縮）や福祉サービスの充実に目を向けてほしい。	現在、児童発達支援や放課後等デイサービスを提供している障害児通所支援事業所によっては、利用している児童に対して、居宅・学校等と事業所間の送迎を行っており、保護者の負担軽減の点において、一翼を担っているところもあります。また、障がいのある児童のニーズに沿ったサービスが提供できるよう、相談支援専門員等と連携し、利用時間や利用回数の調整も可能です。本市としましては、障害児通所支援事業所の質の担保が課題と考えているため、引き続き、県と共に定期的に運営指導を行います。 障がいのある児童に対する福祉サービスの提供につきましては、今後も国や県の動向も注視しながら充実に努めます。
その他		
30	父親の育休取得時に市独自の給付手当を検討してみてはどうか。 例えば、男性従業員の育休取得に対する中小企業への奨励金の年度支給回数・合計支給回数の見直しは。	仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを応援するため、男性労働者に育児休業を取得させた市内の中小企業等の事業主に、「丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金」10万円を支給しています。より多くの事業主に奨励金を支給できるよう、1事業主につき、各年度に1回限り、最大3回までの支給としております。引き続き、奨励金の支給により、男性の育児参画を促進し、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。
31	父親の育児参加について、具体的な取組の記載がない。重要な課題として検討してほしい。	男性の育児参加のために必要となる環境整備事業（P53）はいくつか取り組んでいます。今後も課題解決に必要な取組について、検討していきます。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
32	父親の育児参画について、妊娠時からの啓発が必要。	妊娠期から子育て期における父親の育児参画について、妊娠届出時や妊娠期の面談、マイナス1歳から始まる子育て講座、赤ちゃん訪問等を通じて早期から周知啓発していきます。 また、計画P30 推進事業名 「妊産婦・乳幼児相談・健康教育」の内容について変更します。
33	母親学級が先着順のため受講できなかったという声がある。どれくらいのニーズがあるのか。全員が受講できるような体制が必要。	マイナス1歳から始まる子育て講座では、アンケート等により対象者のニーズを把握し、できるだけ多くの方のご希望に添えるよう回数や内容を検討しております。受講できなかった方に対しては、個別で育児手技を習得できるような支援を積極的に行うとともに、実施回数の増加についても検討していきます。
34	P29 【課題】 病院や保健師に加え、助産師による情報提供、相談も受けられることが伝わりやすくなるため、「病院や保健師からの」を「病院や保健師・助産師からの」へ変更をしてはどうか。	「病院・保健師・助産師からの」へ変更します。
35	将来的に、人口・こどもの人口減少を前提に計画を策定しているのか。また、少子化に対処するための施策により子育て世帯の増加を想定した計画になっているのか。	計画策定は、アンケート調査等の結果や将来人口の推計値、事業実績を考慮して策定しました。状況に変化があれば、令和9年度に計画の中間見直しを行います。
36	全国には出生数が増えている自治体があります。増えている理由を知り、対策を打つことで人口の減少を抑えることができるのでは。丸亀市に住みたいと思ってもらえる対策が重要。	出生数が増加している自治体の要因分析や他自治体の参考となる取組については、常に研究し積極的な導入に向けて検討してまいります。また、本市における人口減少や少子化のスピードを少しでも抑制できるよう、移住・定住、子育て支援等の施策を広くPRし、選ばれるまちづくりを進めます。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
37	各こども・子育て事業等の実施に当たり、その事業の実施機関である団体・組織等による適正な運営が行われているか確認し、状況によっては改善を求める必要がある。	実施事業について、実施機関から提出された事業実績報告や監査を行うなど、事業の実施状況の確認を行っています。その結果、必要に応じ改善を求めます。
38	P53 「丸亀こどもデー」について、他市町で就労している保護者から「休暇が取れない」「丸亀市のみが行う必要性があるか」との声を耳にする。事業実施による成果、市民の満足度を知りたい。 （同意見 他2）	キッズウィーク（丸亀こどもデー）は、「働き方改革」と「休み方改革」を推進していく上でも、継続していく必要があると考えています。 「丸亀こどもデー」の休暇取得率は、令和3年度の約35.5%に対し、令和6年度は約50.7%の方が休暇を取得したとの結果でありました。 しかしながら、勤務先が市外の方を中心に「職場の理解が得られない」というご意見をいただいておりますことから、この取組をいかに広域に広げていけるかが課題であると認識しており、認知度向上に努め、「丸亀こどもデー」に休暇が取得しやすい環境になるよう、取り組みます。
39	P53 「丸亀こどもデー」は、親子での時間を過ごすきっかけになり実施については賛成。しかし、親が休みを取りづらく、青い鳥に預けたり、自宅に一人で過ごす子もいる。土日や三連休で実施してはどうか。	キッズウィークは、地域ごとに夏休みなどの長期休暇の一部を他の日に移して学校休業日を分散し、学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得して、大人とこどもが共に休日を過ごす機会を創出する取組です。 国が有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」としていることから、本市では10月の第3月曜日を学校・園休業日（丸亀こどもデー）とし、全市一斉で実施しているところです。

	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
40	こどもが主体的に自由に遊ぶ「プレイパーク形式」の公園を望む。また、低年齢の親子が遊べる自然公園・施設が身近にほしい。	市民の憩いの場、交流の場になる重要な施設として市全体でバランスのとれた公園配置に取り組んでおります。こどもたちが主体的に自由に遊ぶ「プレイパーク形式」や低年齢の子育て親子が遊べる公園など、地元コミュニティと協議、検討を行い、地域住民のニーズに沿った遊び場の整備を計画的に進めてまいります。
41	特に綾歌・飯山地区において、0歳～小学生くらいの子を持つ親子が屋内外で過ごせる施設が増えればと思う。	0歳～小学生くらいの子を持つ親子が過ごせる場所として、綾歌・飯山地区において、児童館・公園・ウェルカム広場・フリースペースなどがあります。 今後も親子の居場所となる場の提供について働きかけていきます。「まるがめ子育て情報MAP」でも紹介しておりますので参考にしてください。
42	地域において、「こども SOS」の設置依頼を小学校の保護者が行うことで、保護者が地域活動に関心を持つ機会となっている。その反面、高齢化や家庭の事情、世代間の感覚の相違などの問題があり、地域活動への積極的な参加を促す取組を希望する。	地域コミュニティ組織や学校、PTA、企業など地域の様々な主体がゆるやかなネットワークを構成し、地域全体でこどもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進しています。 地域学校協働活動は、幅広い分野において行われています。これまで地域に関わってこなかった、きっかけが得にくいといった方に対し、地域学校協働活動を通して、自分に関わることでできる地域活動への積極的な参加を促していきます。
43	P51 通学路の街灯が少なく夕方や冬場の下校が危険。増設や整備を進めてほしい。	通学路の安全対策として、自治会からの申請により防犯灯を設置しております。まずは、設置を希望される箇所がございましたら、市の建設課までご連絡ください。